表2-5 板厚補修基準(特定タンク用)

補	育 修 部 位	新法タンク	旧		法タン	þ	
1113			第1段階基準タンク		第2段階基準タンク及び新基準特定タンク	旧基準特定タンク	
	アニュラ板	細分測定Ⅱの結果、測定板厚平均値が最小厚さの 80%以下となる場合 (58 号問 2(2)ア)	同	左	細分測定Ⅱの結果、測定板厚平均値が設計板厚の 80%以下となる 場合 (146号)	同	左
		最小厚さ*1からの板厚の減少が3mmを超える場合 (58 号問 2(2)イ)	同	左	目視試験の結果、次式により算出された値(以下 t 値という。)未 満となる場合		左
7					t = X Y + C t:最小必要板厚 X:腐食率 Y:次期開放検査予定期日までの年数 C:4.5	同	
					細分測定Ⅱの結果、測定板厚最小値が t 値未満となる場合 (146 号)	同	左
		平均板厚が規則第20条の4第2項第1号の2の規定 (保有水平耐力)に適合しない場合(58号間(2)ウ)	同	左	板厚が30号改正省令附則第7条第2項第2号の規定(保有水平耐力) に適合しない場合(146号)		
话	底 板	細分測定Ⅱの結果、測定板厚平均値が最小厚さの 80%以下となる場合 (58 号問 2(2)ア)	同	左	目視試験の結果、 t 値未満となる場合	同	左
		最小厚さからの板厚の減少が3mmを超える場合(58号間2(2)イ)	同	左	細分測定Ⅱの結果、測定板厚最小値が t 値未満となる場合 (146 号)	同	左
	則	最小厚さ未満となる場合	同	左	3.2mm未満となった場合	司	左
側		告示第4条の 21 の規定(次式)により算出された値未満となる場合 $t = \frac{D \left(H-0.3\right) \rho}{0.204S} + C$ $t:最小必要板厚 \left(mm\right)$ $D:タンクの内径 \left(m\right)$ $H:厚さを求める段の下端から最高液面までの高さ (m) \rho:貯蔵する危険物の比重 (g/cm^3) S:材料の規格最小降伏点又は 0.2\%耐力の 60\%の値 \left(N/mm^2\right) C:くされ代 \left(mm\right) ただし、最下段は 1.18 倍とすること$	同	左	30号改正省令附則第7条第2項第1号の規定(側板に生じる円周 方向引張応力、軸方向圧縮応力)に適合しない板厚となる場合 (許容応力は告示第78条による)	同	左
	屋根板(全て)	最小厚さ (4.5mm) の 80%未満となる場合(堺基準)	3.2mm 未満と ^カ	なった場合	同 左	同	左
根板	浮き屋根および浮き 蓋のポンツーン* ²	告示第4条の21の4の規定により算出された応力が許容 応力を超える場合	同	左	同 左	同	左

^{※1}最小厚さとは、告示第4条の17の最小厚さをいう。

^{※2} 告示第4条の21の3に定めるもの(シングルデッキで容量20,000kl 以上及び容量20,000kl 未満であってHc が2.0m以上となるもの)のみ。

^{※3} 細分測定Ⅱの結果、最小厚さまたは設計板厚の80%以下の箇所は、極力サンプリングカットを行い裏面の状況を把握すること。(第2章 🗓 1-1(3)③参照)